

常任委員会報告

総務民生常任委員会

(3月2日開催)

1. 調査事項

(1) 地域公共交通総合連携計画(案) について

路線バスの乗客数が年々減少傾向にあり、その維持のため町の財政負担が年々大きくなってきているほか、路線の廃止に伴う交通空白地帯も発生し始めている。また、本町は医療、商業、学校などをはじめとする生活に密着する各種サービスの多くを近隣の自治体に依存している状況にあり、通院・通学者を中心として、広域交通の充実が期待されている。こういった状況を踏まえて平成20年3月、住民や関係機関の代表の方を交えた「新十津川町地域公共交通協議会」が設立、住民等実態調査結果の分析、本町における地域公共交通の課題分析、方向性確認等の協議を経て標記計画(案)が示された。

◎計画策定に際しての課題

①車を自由に利用できない人の配慮
②郊外部と市街地を結ぶ交通の充実
③不特定多数輸送から特定輸送への転換

④住民の円滑な町外への輸送確保
◎基本方針及び目標

①日常生活面で安心できる郊外生活環境づくり
ア、新たな公共交通の構築
・路線バス運送から市町村運営有償運送への転換
スクールバスへの一般住民の混乗
新十津川型デマンド輸送

※デマンドとは、乗客が乗車時間を予約し、その時間にバス等が運行する。

イ、花月市街地と砂川市中心部の連絡維持
・花月市街地と砂川市とを連絡する新たな交通事業者の検討

②利便性を実感できる市街地生活環境づくり

ア、生活交通路線の維持

・近隣市町と連絡する生活交通バス路線の維持
イ、新十津川中心部と滝川中心部の連絡維持
・滝川市への路線バス便数の確保

③中心市街地の活性化に寄与する仕組みづくり
ア、まち中に賑わいを育むミニターミナルの整備
・快適な待合スペース、サービスカウンター、商店街情報提供スペースなどの一体的な設置

◎今後のスケジュール
バス(15人×26人乗り)3台を借り上げ、実証実験運行(2カ月程度)を2年間、平成23年度に通年実証実験運行を実施し、平成24年度からの本格運行を目指す。

2. 報告事項

(1) 町職員の勤務時間の変更

人事院勧告に基づき、4月1日から、町職員の勤務時間を1日当たり7時間45分に改正する。これにより、始業と終業時間は変更せず、休憩時間を12時から13時までとする。(3月末までは12時15分

から13時の間が休憩時間)

(2) 新十津川町高齢者保健福祉計画(平成21年度～平成23年度)について
高齢者の介護問題、介護予防対策、生きがい対策等に関する指針を整備し、高齢者が元気に尊厳を持ちながら住み慣れた地域において継続した生活を送ることを目指した計画内容の説明を受けた。介護療養型病床の廃止や介護職員の待遇改善について意見交換がなされた。

(3) 新十津川町障がい福祉計画(平成21年度～平成23年度)について
障害者自立支援法の趣旨にのっとり、さらに障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、障がい者福祉サービス等の必要量や確保の方策等についての計画内容の説明を受けた。吉野園の移転計画や入所者の自立支援、障がい区分に応じた予算措置について意見交換がなされた。

経済文教常任委員会

(2月24日開催)

1. 調査事項

(1) 農産物のブランド化推進事業計画について
ブランド化推進事業を広い視野から円滑に進めるため、農業関係機関・団体、流通関係者及び一般住民を含む組織構成による「新十津川町農産物ブランド化推進協議会(仮称)」を設立し、次の4項目の方策に取り組み、事業の推進を図る。

- ①生産体制確立の重要性
- ②生産体制確立への支援事業
- ③販売促進活動への支援事業
- ④良質産品の認証制度

2. 報告事項

(1) 平成21年度産米生産数量の配分と酒米の動向について
北海道内での市町村別配分に当たっては、前年需要量情報から算定される基礎需要量にランクによる加算数量を加えて配分された。平成20年度、平成21年度ともに最高位の5ランクに位置し、配分面積66ha増の3,508haとな